

**○事務局長** それでは定刻前ですけれども、総会を開催いたしたいと思います。ご起立をお願いいたします。おはようございます。ご着席をお願いいたします。今回は場所を急遽研修センターの方に変更いたしまして申し訳ありませんでした。本日は12番委員が遅れて来られますが、会議規則第6条の規定によりまして、過半数を超えておりますので、会議は成立いたしております。それでは、ただいまより令和3年度第6回多良木町農業委員会総会を開会いたします。開催に当たりまして会長のあいさつをお願いいたします。

**○会長** （挨拶）

**○事務局長** はい、ありがとうございました。それでは会議規則第4条によりまして、会長は総会の議長となり、議事を整理していくとなっておりますので、これから先は会長よろしくをお願いいたします。

**○議長** はい、それでは座らせていただいて、議事を進めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員に9番委員、10番委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。続きまして、日程第2、議案第13号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。はい、事務局。

**○事務局長** はい。ページが1ページになります。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてということで、下記のとおり、農地を農地以外のものにするための許可申請があったので、許可不許可についての副申意見を決定するものとなっております。

（2件の申請について説明）

**○議長** はい、続きまして事前調査の報告をお願いいたします。はい、2番委員。

**○2番委員** 議案第13号の農地法第5条の許可申請に対する調査報告をいたします。今回2件

の申請がありましたが、9月9日に17番委員、18番委員、私と事務局長でさせていただきました。まず、番号1です。申請をされた農地の区分は、農振農用地区域外農地で第2種農地となりますので、立地基準を満たしていると考えます。また一般基準においても農地法第5条第1項及び施行規則第57条の不許可の要件は該当しないと思われまますので、一般基準も満たしていると考えます。したがって本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われまます。次に、番号2です。申請された農地の区分は、農振農用地区域外農地で第1種農地になりますが、農地法施行規則第33条第4号による住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。そして、立地基準を満たしていると考えます。また一般基準においても、農地法第5条第2項及び施行規則第57条の不許可の要件は該当しないと思われまますので、一般基準を満たしていると考えます。したがって、本件は、立地基準及び一般基準の両面から転用許可基準を満たしていると思われまます。以上で報告を終わります。

**○議長** はい、ただいま事務局の説明と事前調査の報告がございましたが、本件について、皆様方なにかご意見はございませんか。ご意見がないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定をいたします。続きまして、日程第3、議案第14号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。なお本件については、議事参与の案件がございますので、6番委員は退席をお願いいたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

**○係長** それでは4ページ目でございます。日程第3、議案第14号、多良木町農用地利用集積に対する意見決定について、令和3年第9回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による別紙計画書について、9月2

日付けで多良木町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。それでは退席  
されました方の集積計画についてご説明いたします。別冊の集積計画書をごらんください。

(議事参与者分の説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法  
第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

**○議長** はい、ただいま事務局より説明がございましたが、本件についてなにかご意見はござ  
いませんか。ないようでしたら、本件を決定いたしまして、退席された方の入室をお願い  
いたします。残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

**○係長** それでは、別冊の集積計画書の総括表でご説明いたします。

(残りの案件について説明)

以上の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第  
18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上で説明を終わります。

**○議長** はい、ただいま残りの案件について事務局より説明がございましたが、本件について  
なにかご意見はございませんか。ないようでしたらお諮りいたします。本件についてご異  
議はございませんか。異議なしと認め、本件は原案どおり決定いたします。続いて、日程  
第 4、報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを  
議題といたします。本件について事務局より説明をお願いいたします。

**○係長** それでは 5 ページをお開きください。日程第 4、報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の  
規定による小作地の合意解約の報告について、令和 3 年 7 月 27 日から令和 3 年 8 月 25 日  
までとなります。

(内容説明)

以上で報告を終わります。

○議長 ただいま事務局より説明がございましたが、皆さん方何かご質問等がございますか。

ないようでしたら、小作地の合意解約の報告についてを終わりたいと思います。続きまして、日程第5、次回総会に伴う調査委員の指名を行います。まず、次回の事前調査を10月11日、月曜午前9時から行いたいと思います。調査委員に3番委員、4番委員、19番委員を指名いたしたいと思いますが御三方ご都合はよろしいでしょうか。はい、それではよろしく願いいたします。次回の総会を10月12日、火曜日午前9時から3階の委員会室で行われます。繰り返します。事前調査を10月11日、午前9時から。次回の総会を12日の火曜日午前9時から行いますのでよろしく願いいたします。

以上で本日提案された議案の審議並びに報告事項は終了致しました。

議事録につきましては、発言内容に支障のない範囲で整理させていただくことをご了承ください。

以上会議の顛末に相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記